交 通 災 害 共 済 事 業 規 約

大 阪 市 民 共 済 生 活 協 同 組 合

設　　定	昭和４５年　１月　８日認可
一部改正	昭和４９年１０月１９日認可
一部改正	昭和５０年１２月１８日認可
一部改正	昭和５６年　６月２４日認可
一部改正	昭和５８年　６月１５日認可
全部改正	平成１０年１０月２６日認可
一部改正	平成１２年　８月　８日認可
一部改正	平成１６年１０月　１日認可
一部改正	平成２０年　８月２５日認可
一部改正	平成２１年１０月　１日認可
一部改正	平成２２年　４月　１日認可
一部改正	平成２３年　９月１４日認可
一部改正	平成２５年　７月３０日認可
一部改正	平成２６年　８月２８日認可
一部改正	平成２７年　７月２４日認可
一部改正	平成２８年　８月　１日認可
一部改正	平成２９年　９月　１日認可
一部改正	令和　元年　７月２５日認可
一部改正	令和　２年　７月１５日認可
一部改正	令和　４年　８月１５日認可

目　　次

第１章　総則（第１条～第５条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
第２章　共済契約
　第１節　共済契約の範囲（第６条～第１１条）・・・・・・・・・・・・・・・・２
　第２節　共済契約の申込み及び共済契約申込者の告知事項並びに共済契約
　　の成立と効力の発生等（第１２条～第１５条）・・・・・・・・・・・４
　第３節　共済契約の無効、解約、解除及び消滅（第１６条～第２０条）・・・６
第３章　共済金及び共済金の支払い（第２１条～第３４条）・・・・・・・・・・８
第４章　異議の申立て（第３５条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第５章　雑則（第３６条～第３９条の２）・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
第６章　特則
　第１節　共済金口座振替特則（第４０条～第４５条）・・・・・・・・・・・１５
附　則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

第１章　総則

（通則）

第１条　大阪市民共済生活協同組合（以下「この組合」といいます。）は、この組合の定款に定めるところによるほか、交通災害共済事業規約（以下「規約」といいます。）の定めるところにより、この組合の定款第６８条（事業の品目等）第１項第２号に掲げる事業を実施します。

（事業）

第２条　この組合の行う交通災害共済事業は、共済契約者から共済掛金の支払いを受け、共済期間中に生じた交通事故により、被共済者が傷害を受けた場合に共済金を支払うことを約する事業とします。

（用語の定義）

第３条　前条（事業）に規定する交通事故とは日本国内における次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

（１）　運行中の交通乗用具にとう乗中の当該交通乗用具に起因する事故

（２）　運行中の交通乗用具との衝突若しくは接触又はその火災若しくは爆発等による事故

（３）　運行中の交通乗用具の積載物との衝突若しくは接触又はその落下等による事故

２　前項各号に規定する交通乗用具とは次の各号に掲げるものをいいます。

ただし、専ら遊戯又はスポーツの用に供するものは除きます。

（１）　自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバス（道路交通法（定義）第２条第１項第８号に規定する車両）

（２）　身体障害者用車イス（身体障害者福祉法第１５条（身体障害者手帳）第４項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者がとう乗しているものに限ります。）

（３）　汽車、電車、気動車、ケーブルカー（空中ケーブルを含む。）、リフト、モノレール

（４）　航空機、船舶

（５）　前各号に掲げるもののほか、専ら２地点間の人員輸送を目的とするもの

３　前項第１号及び第２号に規定するものの定義は道路交通法第２条（定義）第１項に準じます。

４　この規約及び交通災害共済事業施行規則（以下「規則」といいます。）において、治療、通院、入院とは次の各号に定めるものとします。

（１）　治療とは、医師等が必要と認めその者が行う治療をいいます。

（２）　通院とは、病院又は診療所もしくは整骨院に通い、又は往診により治療を受けることをいいます。（治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。）

（３）　入院とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

（重要な事項の提示）

第４条　この組合は、共済契約を締結するときは共済契約申込者に対し、この規約及び規則を契約内

容とする旨のほか、この規約に規定する事項のうち、共済契約申込者が契約内容を理解するために必要な情報（以下「契約概要」といいます。）及び共済契約者に注意を喚起すべき情報（以下「注意喚起情報」といいます。）をあらかじめ正確に提示します。

２　前項に規定する契約概要及び注意喚起情報とは次に掲げるものとします。

（1）　契約概要

ア. 当該情報が「契約概要」であること。

イ. 共済商品のしくみ

ウ. 保障内容

エ. 付加できる主な特約とその概要

オ. 共済期間

カ. 引受条件（共済金額）

キ. 共済掛金に関する事項

ク. 共済掛金の払込に関する事項

ケ. 解約返戻金の有無等に関する事項

（2）　注意喚起情報

ア. 当該情報が「注意喚起情報」であること。

イ. クーリング・オフに関する事項

ウ. 告知義務等の内容

エ. 責任開始期

オ. 主な免責事由

カ. 共済掛金の支払猶予期間等

キ. 解約と解約返戻金の有無

（再共済）

第５条　この組合は、共済契約により負う共済責任の一部を全国共済生活協同組合連合会及び日本再共済生活協同組合連合会の再共済に付することができます。

２　前項の場合において、再共済契約の締結は交通災害共済再共済の授受に関する基本契約書により行います。

第２章　共済契約

第１節　共済契約の範囲

（共済契約者の範囲）

第６条　共済契約者は、この組合の組合員とします。

（被共済者の範囲）
第７条　この組合は、共済契約者並びに同居の親族を被共済者とする共済契約に限り締結します。

（共済金受取人の範囲）
第８条　共済金の受取人は被共済者とし、共済金受取人といいます。
　ただし、被共済者が未成年者の場合は当該被共済者の親権者とします。
２　前項の規定にかかわらず、被共済者が死亡したときの共済金受取人は、当該被共済者の相続人とします。
３　共済金受取人が２人以上あるときは、代表者を１人定めなければなりません。この場合において、その代表者は他の共済金受取人を代表します。

（共済金受取人の変更）
第９条　前条に規定する共済金受取人は、法律上有効な遺言の有無にかかわらず、変更することができません。

（共済契約の種類、共済掛金額、共済金額及び加入口数の限度）
第１０条　共済契約の種類はA型・B型・C型とし、それぞれの１口あたりの共済掛金額、共済金額及び加入口数の限度は次に掲げるものとします。

種類	1口あたりの共済掛金額	1口あたりの共済金額	加入口数の限度
A型	400円	50万円	2口
B型	2,000円	300万円	1口
C型	3,000円	450万円	1口

２　共済契約は被共済者１人につき、A型、B型又はC型のいずれか１つとします。
３　第１項に掲げる共済契約の種類ごと１口についての共済掛金の額は、別紙第１共済掛金額算出方法書に定める方法によります。

（共済期間）
第１１条　共済期間は、共済契約の効力が生じた日から１年間とします。
　ただし、規則の定めるところにより、共済期間が１年に満たない共済契約（以下「短期契約」といいます。）を締結することができます。
２　前項の短期契約の共済掛金額は、共済契約の効力が生ずる日の属する月から満期の日の属する月までの月数に前条（共済契約の種類、共済掛金額、共済金額及び加入口数の限度）に規定する共済掛金額の１２分の１を乗じた額とします。

第２節　共済契約の申込み及び共済契約申込者の告知事項並びに共済契約の成立と効力の発生等

（共済契約の申込み、告知事項及び共済契約申込みの諾否）

第１２条　共済契約申込者は、共済契約の申込みにあたっては、次に掲げる事項を共済契約申込書に記載し、これをこの組合に提出しなければなりません。

（１）　共済契約者の住所、氏名、生年月日

（２）　被共済者の氏名、性別、生年月日

（３）　被共済者毎の共済契約の種類及び加入口数

２　共済契約申込者は前項各号に掲げるもののほか、共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要なもののうち、共済契約申込時にこの組合が質問した次に掲げる危険に関する重要な事項（以下「告知事項」といいます。）について、この組合に知っている事実を告げなければなりません。

（１）　身体の傷害を担保とする法律に基づく他の共済契約、保険契約又は特約（以下「他の共済契約等」といいます。）の有無

３　この組合は、第１項の共済契約の申込みがあったときは、提出された共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知します。

４　この組合が共済契約の申込みを承諾したときは、次の各号に掲げる事項を記載した共済契約証書の交付をもって承諾の通知に代えるものとします。

（１）　この組合の名称

（２）　共済契約者の住所、氏名、電話番号（連絡先）

（３）　被共済者の氏名、性別、年齢

（４）　被共済者毎の共済掛金額、共済金額、共済契約の種類及び加入口数

（５）　共済期間

（６）　他の共済契約等の有無

（７）　共済契約証書の作成年月日

（８）　その他この組合が必要と認めた事項

（共済掛金の払込み）

第１２条の２　共済契約申込者は、この組合の事務所又はこの組合の指定する金融機関等で、申込みをしたときから遅滞なく共済掛金を払い込まなければなりません。

２　この組合は、前条（共済契約の申込み、告知事項及び共済契約申込みの諾否）第３項の規定により、共済契約の申込みを承諾しないときは、遅滞なく共済掛金を共済契約申込者に払い戻します。

３　共済契約者は、共済契約が更新されるときは、更新する前の共済期間の満了日までに共済掛金を支払わなければなりません。

　ただし、満了する共済契約と同一内容で更新するときは、共済期間の満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）の属する月の末日まで支払猶予期間を設けます。

（共済契約の成立と効力の発生）

第１３条　共済契約は、共済掛金の払込みのあった日に成立したものとみなし、その成立した日の属する月の翌月の１日から効力が生じます。

２　前項の規定にかかわらず、この組合は、共済契約の成立した日の翌日から効力の生ずる日の前日までの間に共済事故が発生したときは、共済金支払いの責に任じます。

３　第１項の規定にかかわらず、当該共済契約が共済期間の満了する共済契約を更新するものであるときは、更新する前の共済契約期間の満了の日の翌日から効力が生じます。

（共済契約の更新）

第１３条の２　この組合は、共済期間が満了する共済契約について、満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の表示、又は変更の申出がされない場合には、満了する共済契約と同一内容で更新日に更新するものとします。

ただし、更新日の属する月の末日までに共済掛金の払込みがない場合には、共済契約は更新日に遡り効力を失います。

２　前項の規定にかかわらず、共済制度の目的に照らして、この組合の共済契約者又は共済金受取人に対する信頼を損ない、共済契約を更新することが適当でないと判断される次の各号のいずれかに該当する場合は、共済契約の更新を行いません。

（１）　過去に共済金又は保険金（共済種目又は保険種目を問いません。以下同じ。）を取得する目的で、共済事故又は保険事故を発生させる行為を行ったとき。

（２）　過去に共済金又は保険金の請求について詐欺行為を行ったとき。

（３）　過去に数度にわたり、共済金又は保険金を取得していたとき。

（４）　第１８条（共済契約の解除）第２項に該当する者であるとき。

３　第１項の規定にかかわらずこの組合は、この規約又は規則の変更があった時は、更新日における変更後の規約又は規則の定めにより、共済契約が更新されるものとします。

４　共済契約者が満了日までに共済契約の変更の申出をし、この組合が承諾したときは、その内容で更新するものとします。

５　この組合は、第１項又は第４項の規定に基づき共済契約の更新が行われた場合には、その旨を共済契約者に通知します。

（共済掛金の払込み方法）

第１４条　共済掛金の払込方法は年払いとします。

ただし、第１１条（共済期間）第１項ただし書きに規定する短期契約を締結する場合はこの限りではありません。

２　前項の共済掛金は、この組合の事務所又はこの組合の指定する金融機関等で払い込まなければなりません。

３　共済契約者は、共済掛金口座振替特則を附帯することにより更新する共済契約の共済掛金を、当該

共済契約者の指定した金融機関を通じて、口座振替により払い込むことができます。

（共済契約者の通知義務等）

第１５条　共済契約の成立後、次の各号の事実が発生した場合には、共済契約者は、当該事実の発生がその責に帰すべき理由によるときはあらかじめ、その責に帰することのできない理由によるときは当該事実の発生を知った後、遅滞なく書面によりその旨をこの組合に通知しなければなりません。

（１）　共済契約者又は被共済者の住所、氏名を変更したこと。

（２）　共済契約者又は被共済者が交通事故以外で死亡したこと。

（３）　第１２条（共済契約の申込み、告知事項及び共済契約申込みの諾否）に規定する告知事項に変更が生じたこと。

２　この組合は、前項の通知を受け当該共済契約の存続を承諾したときは、その旨を共済契約者に通知します。

第３節　共済契約の無効、解約、解除及び消滅

（共済契約の無効）

第１６条　共済契約は、次のいずれかに該当する場合には無効とします。

（１）　共済契約者が、第６条（共済契約者の範囲）又は第７条（被共済者の範囲）の規定に反して共済契約を締結したときは、当該被共済者にかかる共済契約

（２）　第１０条（共済契約の種類、共済掛金額、共済金額及び加入口数の限度）第１項に規定する加入口数の限度を超えていたときは、その超えた部分についての共済契約

（３）　第１０条（共済契約の種類、共済掛金額、共済金額及び加入口数の限度）第２項の規定に反して共済契約を重複して締結した場合のその重複した共済契約

（４）　被共済者が効力の生ずる日にすでに死亡していたとき。

（５）　共済契約者の意思によらないで共済契約の申込がなされたとき。

２　この組合は、前項の場合において共済契約者が善意であって、かつ重大な過失がないときは、共済掛金の全部又は一部を共済契約者に払い戻します。

（共済契約の解約）

第１７条　共済契約者は、いつでも共済契約を解約することができます。

２　前項の規定による解約は、書面をもって行い、その書面には解約の日を記載しなければなりません。

３　解約の効力は、前項の解約の日の翌日から生じます。

（共済契約の解除）

第１８条　この組合は、次の各号いずれかに該当する場合には将来に向かって共済契約を解除することができます。

（１）　共済契約者が共済契約申込みの当時、故意又は重大な過失により、第１２条（共済契約の申込

み、告知事項及び共済契約申込みの諾否）第２項に規定する告知事項について、事実を告げず、又は不実のことを告げたとき。

ただし、次に該当する場合はこの限りではありません。

ア　その告げなかった事実がなくなり、又はその告げた不実のことが真実となったとき。

イ　この組合が、共済契約申込みの当時、その告げなかった事実を知り又は、過失によってその告げなかった事実を知らなかったとき。

（２）　共済契約者又は共済金受取人がこの組合に共済金を支払わせることを目的として、故意に支払事由を生じさせ又は、生じさせようとした場合

（３）　共済契約者又は共済金受取人が共済金の請求及び受領に際し、詐欺の行為を行い又は行おうとした場合

２　この組合は、前項各号のほか、組合の共済契約者又は共済金受取人に対する信頼を損ない、当該共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合及び共済契約者又は被共済者が次のいずれかに該当する場合には、将来に向かって共済契約を解除することができます。

（１）　反社会的勢力に該当すると認められること。

（２）　反社会的勢力に対し資金等を提供し、又は便宜を与える等の関与をしていると認められること。

（３）　反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

（４）　その他反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していると認められること。

３　前項各号にいう反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他反社会的勢力をいいます。

４　この組合は、前２項の解除が共済事故が生じた後においてなされたときであっても、共済金を支払う責に任ぜず、既に共済金を支払っていたときはその返還を請求することができます。

ただし、当該共済事故の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを共済契約者が証明したときはこの限りではありません。

５　第１項第１号の場合の解除権は、組合が解除の原因を知ったときから１ヵ月間行わなかったとき、又は共済契約の成立後５年を経過したときは消滅します。

６　第１項及び第２項の規定による解除は、共済契約者に対する書面による通知によって行います。

７　この組合は、第１項第３号の規定により共済契約を解除した場合には、共済掛金は返還しません。

（共済契約の消滅）

第１９条　共済契約の成立後、次の各号のいずれかの事実が発生した場合には、当該被共済者にかかる共済契約は当該事実が発生した日において消滅します。

（１）　被共済者が交通事故によらないで死亡したこと。

（２）　被共済者が交通事故により死亡し、この組合が共済金を支払ったこと。

（３）　第３４条（残存共済金額）に規定する残存共済金額が共済契約当時における共済金額の２０％未満となったこと。

（共済契約の解約、解除、又は消滅の場合の共済掛金の払戻し）

第２０条　この組合は、第１７条（共済契約の解約）の規定による共済契約の解約、第１８条（共済契約の解除）第１項の規定による共済契約の解除、又は前条（共済契約の消滅）第１号の規定による共済契約の消滅については、別紙第３「解約返戻金算出方法書」により算出した金額をこの組合の事務所において、又は共済契約者の指定した金融機関等を通じて、当該共済契約者に払い戻します。

第３章　共済金及び共済金の支払い

（死亡共済金）

第２１条　この組合は、共済期間中に被共済者が交通事故によって傷害を受け、その直接の結果として被災の日から起算して１８０日以内に死亡した場合に死亡共済金を支払います。

２　前項の規定により支払う死亡共済金の額は、１口につき次の各号に定める金額とします。

（１）　A型　　５０万円

（２）　B型　　３００万円

（３）　C型　　４５０万円

（傷害共済金）

第２２条　この組合は、共済期間中に被共済者が交通事故によって傷害を受け、その直接の結果として医師又は柔道整復師等（以下「医師等」といいます。）の治療を受けた場合に、被災の日から起算して１８０日を限度とし、次の各号に定める日数に応じて傷害共済金を支払います。

（１）　A型加入の場合

初診日から全治の日までの日数が１４日以上で、その間に継続して治療を受けた通算期間

（２）　B型及びC型

初診日から全治の日までの日数が１４日以上で、その間に継続して治療を受けた実日数

ただし、通院については６０日、入院については１８０日を限度とします。

２　前項の規定により支払う傷害共済金の額は、１口につき次の各号に定める金額とします。

（１）　A型

種別	傷害の程度	入院日数	共済金の額
1等級	180日以上の治療をした傷害	①　180 日以上	120,000 円
		②　150 日以上　180 日未満	100,000 円
		③　120 日以上　150 日未満	80,000 円
		④　90 日以上　120 日未満	60,000 円
		⑤　60 日以上　90 日未満	50,000 円
		⑥　30 日以上　60 日未満	40,000 円
		⑦　30 日未満	30,000 円
		⑧　0 日	25,000 円
2等級	90日以上180日未満の治療をした傷害	①　150 日以上　180 日未満	70,000 円
		②　120 日以上　150 日未満	60,000 円
		③　90 日以上　120 日未満	50,000 円
		④　60 日以上　90 日未満	40,000 円
		⑤　30 日以上　60 日未満	30,000 円
		⑥　30 日未満	25,000 円
		⑦　0 日	20,000 円
3等級	30日以上90日未満の治療をした傷害	①　60 日以上　90 日未満	30,000 円
		②　30 日以上　60 日未満	25,000 円
		③　30 日未満	20,000 円
		④　0 日	15,000 円
4等級	14日以上30日未満の治療をした傷害	（入院のない場合を含む）	10,000 円

（２）　Ｂ型　　通院１日　１，０００円　入院１日　３，０００円
（３）　Ｃ型　　通院１日　１，５００円　入院１日　４，５００円
（遺児共済金）
第２３条　この組合は、共済期間中に被共済者である父母又は父母のいずれかが第２１条（死亡共済金）の支払対象となった場合に、死亡した当該被共済者の子に遺児共済金を支払います。
　ただし、当該子が１８歳未満の被共済者に限ります。
２　前項の規定により支払う遺児共済金は、共済期間中に１回とし、次に定める金額とします。
（１）　Ａ型、Ｂ型及びＣ型　　２０万円

（共済金の特例）
第２４条　この組合は、Ｂ型及びＣ型に限り１共済事故にかかる傷害共済金の額が次の各号に掲げる額に満たない場合には、当該金額を傷害共済金として支払います。
（１）　Ｂ型　２０，０００円
（２）　Ｃ型　３０，０００円
２　この組合は、被共済者が交通事故により傷害を受け共済金の支払いを請求するにあたり、第２８条（共済金の支払請求）第１項の規定に基づき提出される書類のうち、同条（共済金の支払請求）同項第１号に掲げる証明書が物件事故扱いの場合で、同条（共済金の支払請求）第３項に掲げる書類の提出がないときには、第３１条（共済金の支払い義務を免れる場合）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額を傷害共済金として支払います。
（１）　Ａ型
　　第２２条（傷害共済金）第２項第１号に定める４等級に相当する金額
（２）　Ｂ・Ｃ型
　　初診日から全治の日までの間に継続して治療を受けた実日数（ただし、２９日を限度とします。）に第２２条（傷害共済金）第２項第２号及び第３号に定める金額を乗じた金額

（上位移行）
第２５条　被共済者が傷害共済金の支払を受けた後に、その支払を受けた同一事故により共済金の支払事由が新たに生じたときは、共済金受取人の請求により、既に支払った傷害共済金との差額を支払います。

（他の傷病等の影響がある場合）
第２６条　被共済者が、交通事故により傷害を受けたとき、既に存在した身体傷害若しくは、疾病の影響により又は、当該傷害を被った後においてその原因である事故と関係なく発生した疾病若しくは、傷害の影響により、当該傷害が重大となったときには、その影響が無かった場合に相当する金額を決定して傷害共済金を支払います。
２　正当な理由がなく被共済者が治療を怠り、又は共済契約者が治療をさせなかったため、傷害が重大

になった場合も前項に準ずるものとします。

（事故発生の通知）
第２７条　被共済者又は共済金受取人は、共済金支払事由が発生したことを知ったときは、遅滞なくこの組合に通知しなければなりません。

（共済金の支払請求）
第２８条　被共済者が、交通事故により傷害を受け、共済金受取人がこの組合に共済金の支払いを請求するときは、共済金支払請求書に次に掲げる書類を添え、この組合に提出しなければなりません。
（１）　第３条（用語の定義）第２項第１号に掲げる交通乗用具による事故については、自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書
（２）　第３条（用語の定義）第２項第３号から第５号に掲げる交通乗用具による事故については、交通機関の管理者等が確証（現認）している事故証明書
（３）　医師等の診断書又は施術証明書
（４）　その他規則で定める書類
２　前項の規定にかかわらず、同項第１号又は第２号に規定する証明書が提出できない場合は、当該証明書の取得不能理由書及び事故発生状況報告書兼第三者現認証明書の提出により当該証明書に代えることができるものとします。
３　第１項第１号に掲げる証明書が物件事故扱いの場合は、人身事故扱い事故証明書取得不能理由書及び事故発生状況報告書兼第三者現認証明書を提出しなければなりません。
４　被共済者が、交通事故により死亡した場合は第１項第１号又は第２号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければなりません。なお、当該被共済者が外国籍の場合は第１号に規定する書類に代わるものとして、共済金受取人と当該被共済者の続柄が証明できるもの（登録原票記載事項証明書等）を提出しなければなりません。
（１）　戸籍謄本
（２）　死亡診断書又は死体検案書
５　第８条（共済金受取人の範囲）第３項に掲げる者が、共済金の請求をしようとするときは、前項に掲げる提出書類のほか、その他の共済金受取人の委任状と全員の印鑑証明書を提出しなければなりません。
６　共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払いを受けるべき共済金受取人の代理人がいないときは、次の各号に掲げるいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨をこの組合に申し出て、この組合の承認を得たうえで、共済金受取人の代理人（以下「代理請求人」といいます。）として共済金を請求することができます。
（１）　共済金受取人と同居又は生計を共にする配偶者。
　　ただし法律上の配偶者に限ります。（以下同じ。）
（２）　前号に規定する者がいない場合又は前号に規定する者に共済金を請求できない事情がある場

合は、共済金受取人と同居又は生計を共にする３親等内の親族

（３）　第１号及び第２号に規定する者がいない場合又は第１号及び第２号に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合は、第１号に規定する以外の配偶者又は第２号に規定する以外の３親等内の親族

７　前項第２号及び第３号に規定する３親等以内の親族が２人以上あるときは、共済金受取人と最も等級が近い者が優先します。なお、その者が２人以上あるときは代表者を１人定めなければなりません。

８　第６項の規定による代理請求人からの共済金の請求に対して、この組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けた場合であっても、この組合は、共済金を支払いません。

９　第１８条（共済契約の解除）第１項第３号の規定については、第６項に規定する代理請求人についても準拠します。

１０　第６項に規定する書類及び代理請求に必要な書類は規則で定めます。

（共済金の支払い）

第２９条　この組合は、前条（共済金の支払請求）の請求を受けた場合には、請求書類がこの組合に到着した日の翌日以後３０日以内にこの組合が共済金を支払うために必要な次に掲げる事項の確認を終え、この組合の事務所において、又は共済金受取人の指定した金融機関等を通じ、共済金を当該共済金受取人に支払います。

（１）　共済金の支払事由に関する次に掲げる事項

ア　事故の原因

イ　事故発生の状況

ウ　事故と傷病との因果関係

（２）　共済金が支払われない事由としてこの共済契約において規定する事由に該当する事実の有無

（３）　共済金を算定するための次に掲げる事項

ア　事故日、治療期間、通院日、入院期間

（４）　共済契約の効力に関する次に掲げる事項

ア　この共済契約において規定する解除、無効又は消滅の事由に該当する事実の有無

２　前項の規定にかかわらず、前項各号に規定する事項の確認のため、次に掲げる特別な照会又は調査が不可欠な場合にはこの組合は、請求書類がこの組合に到着した日の翌日以後、次に掲げるいずれかの日数が経過する日までに、この組合の事務所において、又は共済金受取人の指定した金融機関等を通じ、共済金を当該共済金受取人に支払います。

なお、複数の調査が不可欠な場合にはその内の最長の日数とします。

（１）　前項第１号から第４号に規定する事項を確認する為の弁護士法その他法令に基づく照会・・・・・・　１８０日

（２）　前項第１号から第４号に規定する事項を確認する為の警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会・・・・・・１８０日

（３）　前項第１号から第４号に規定する事項を確認する為の医療機関、検査機関その他専門機関による診断・鑑定等の結果の照会・・・・・・９０日

（４）　災害救助法が適用された災害の被災地域における前項第１号から第４号に規定する事項を確認する為の調査・・・・・・６０日

３　前２項に規定する必要な事項の確認に際し、共済契約関係者が正当な理由がなくこの確認を妨げ又は、これに応じなかった場合にはこれにより確認が遅延した期間については前２項の日数に参入しません。

（共済金を支払わない傷害）

第３０条　この組合は、交通事故による傷害であっても、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、共済金を支払いません。

（１）　被共済者又は共済金受取人の重過失

（２）　被共済者の自殺行為又は犯罪行為及び闘争行為

（３）　地震又は噴火若しくはこれらによる津波（直接、間接を問いません。）

（４）　戦争その他の事変（直接、間接を問いません。）

２　この組合は、被共済者が次の各号のいずれかの間に生じた事故によって被った傷害に対しては、共済金を支払いません。

（１）　被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。（それを知り得る同乗中の被共済者も含みます。）

（２）　被共済者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。（それを知り得る同乗中の被共済者も含みます。）

（３）　被共済者が列車、路面電車等の専用軌道内若しくは自動車専用道路内に立ち入り、又は当該軌道若しくは道路を当該交通機関による以外の方法により通行し、当該交通機関との接触、衝突によって生じた事故によるとき。

（共済金の支払い義務を免れる場合）

第３１条　この組合は、次のいずれかに該当する場合には、共済金を支払う義務を免れます。

（１）　共済金受取人が第２８条（共済金の支払請求）の書類を正当な理由がないのに提出しないとき又は、故意に不実のことを記載し、若しくは当該書類、若しくはその傷害にかかる証拠を偽造し若しくは、変造したとき。

（２）　共済契約者又は被共済者が正当な理由がないのに第３３条（事故の調査）による調査を妨害したとき。

（３）　共済契約者又は被共済者が故意にその傷害につき医師の診断、治療指示に従わなかったとき。

（共済金の減額及び制限）

第３２条　この組合は、被共済者の法令違反に起因する傷害（第３０条（共済金を支払わない傷害）第

２項各号の傷害を除きます。）については、規則の定めるところにより共済金を減額することができます。
２　この組合は、被共済者が交通事故により傷害を受け共済金の支払いを請求するにあたり、第２８条（共済金の支払請求）第２項に掲げる書類により共済金の支払い請求を行った場合には、第２２条（傷害共済金）により支払う傷害共済金は、同条の規定にかかわらず、１口につき次の各号に掲げる金額とします。
（1）　A型　１０，０００円
（2）　B型　２０，０００円
（3）　C型　３０，０００円
３　この組合は、被共済者が交通事故により傷害を受け、当該傷害が外傷性頸部症候群（むちうち症）又は、腰・背痛で医師の医学的他覚所見が得られない場合には、第２２条（傷害共済金）により支払う傷害共済金は、同条第１項第１号及び第２号の規定にかかわらず、次の各号に定める日数に応じて傷害共済金を算定します。
（1）　A型
初診日から全治の日までの日数が１４日以上で、その間に継続して治療を受けた通算期間
ただし、５９日を限度とします。
（2）　B・C型
初診日から全治の日までの日数が１４日以上で、その間に継続して治療を受けた実日数
ただし、５９日を限度とします。
４　前項にいう医師の医学的他覚所見とは、理学的検査・神経学的検査・臨床検査・画像検査等に認められる異常所見をいいます。

（事故の調査）
第３３条　この組合は、共済金の支払いに際し、その事故及び傷害の認定に必要があるときは、診察又は治療をした医療機関及び警察その他関係者に傷病及び事故の内容を調査することができます。

（残存共済金額）
第３４条　被共済者の事故により、この組合が共済金を支払ったときは、第１０条（共済契約の種類、共済掛金額、共済金額及び加入口数の限度）第１項の規定にかかわらず当該共済金額からその支払った金額を差し引いた残額を、その事故が生じた時以降の共済期間にかかる共済金額とします。

第４章　異議の申立て

（異議の申立て及び審査委員会）
第３５条　共済契約及び共済金の支払いに関するこの組合の処分に不服がある共済契約者又は共済金受取人は、この組合におく審査委員会に対して異議の申立てをすることができます。
２　前項の異議の申立ては、この組合の処分があったことを知った日から３０日以内に書面をもってしなければなりません。

３　第１項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は異議の申立てを受けた日から３０日以内に審査を行い、その結果を異議の申立てをした者に通知します。
４　審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第５章　雑則

（支払備金及び責任準備金）
第３６条　この組合は消費生活協同組合法施行規則（昭和２３年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第１号）の定めるところにより、毎事業年度末において支払備金及び責任準備金を積み立てます。
２　責任準備金の種類は未経過共済掛金および異常危険準備金としその額は、別紙第２責任準備金額算出方法書において定める方法により算出した額とします。
３　異常危険準備金は危険差損のてん補に充てる場合、又は異常危険準備金の一部が益金に算入された場合に生じた税負担に充てる場合に取り崩すことができます。
４　第１項及び前項の規定にかかわらず、この組合の業務又は財産の状況に照らし、やむを得ない事情がある場合は、当該基準によらないで積立又は取崩しを行うことができます。

（消滅時効）
第３７条　この組合は、共済金受取人が支払い事由の生じた日の翌日から共済金の請求手続きを３年間行わなかった場合には、共済金を支払う義務を免れます。
２　この組合は、共済契約者が返戻金の請求の原因となる事実の発生した日の翌日から起算して、その請求手続きを３年間行わなかった場合には、返戻金を払い戻す義務を免れます。

（借入金）
第３８条　この組合は、共済事故が著しく発生して剰余金、諸積立金及び異常危険準備金をもってしても、なお共済責任を果たすことができないと認めたときは、あらかじめ理事会で定められた金額を限度として借入金をもってこれを果たすことができます。

（規則）
第３９条　この規約に定めるもののほか、共済事業の実施のための手続き、その他その施行について必要な事項は、規則で定めます。

（規約の変更）
第３９条の２　この組合は、共済期間中であっても、法令等の改正又は社会情勢の変化その他の事情により、この規約を変更する必要が生じた場合には、民法（明治２９年４月２７日法律第８９号）第５４８条の４（定型約款の変更）に基づき、支払事由、支払要件、免責事由、その他の契約内容を変更することができます。
　ただし、当該契約内容の変更は、「別紙第１共済掛金額算出方法書」の変更を伴わないものに限りま

す。
２　前項の場合には、この組合は、変更後の内容及び発効時期をこの組合のホームページに掲載する等の方法により周知します。

第６章　特則

第１節　共済掛金口座振替特則

（共済掛金口座振替特則の適用）
第４０条　共済契約の締結の際又は、共済期間中に共済契約者から第１４条（共済掛金の払込み方法）第３項に規定する口座振替扱いによる共済掛金の払込みの申し出があり、この組合がこれを承諾した場合に当該共済契約について、この特則を適用します。
２　この特則を適用する場合には、共済契約者は当該共済契約者が指定する金融機関に対して、指定口座からこの組合の口座へ共済掛金の口座振替を依頼しなければなりません。

（共済掛金の払込み）
第４１条　共済契約者は、更新する前の共済期間満了月に属するこの組合の定めた日（以下「振替日」といいます。）に指定口座から共済掛金を、この組合の口座に振り替えることにより払い込まなければなりません。
　ただし、振替日が取扱金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
２　前項の場合において、指定口座から振り替えられたときに、共済掛金の払込みがあったものとします。
３　共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
４　この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金の領収書の発行を省略することができます。

（口座振替不能の場合の扱い）
第４２条　振替不能の場合は、共済契約者は更新する前の共済期間の満了日までに、この組合の事務所又は、この組合の指定する金融機関等に共済掛金を払い込まなければなりません。

（指定金融機関、指定口座の変更等）
第４３条　共済契約者は、指定する金融機関及び指定口座を変更することができます。
２　共済契約者は、口座振替扱いによる共済掛金の払込みを停止することができます。
３　前２項の場合には、共済契約者は、あらかじめその旨をこの組合に申し出なければなりません。

（共済掛金口座振替特則の消滅）
第４４条　次の各号のいずれかに該当する場合は、この特則は消滅します。

（1）　共済契約者が前条第１項に規定する変更に際し、その変更手続きが行われないまま共済掛金の口座振替が不能となったとき。
（2）　共済契約者が前条第２項に規定する口座振替扱いによる共済掛金の払込みを停止したとき。
（3）　共済契約者が第４５条（振替日の変更）の規定による振替日の変更を承諾しないとき。

（振替日の変更）
第４５条　この組合は、この組合の収納代行会社等の事情により将来に向かって振替日を変更することができます。この場合、この組合はその旨をあらかじめ共済契約者に通知します。

附　則
１．　この規約は、平成２３年９月１４日（大阪府知事が認可した日）から施行します。
２．　第２４条（共済金の特例）第２項、第２８条（共済金の支払請求）第２項及び第３項、第３２条（共済金の減額及び制限）第２項及び第３項については、効力の発生日が平成２３年１１月１日以降の契約に適用します。

附　則
１．　この規約は、平成２５年７月３０日（大阪府知事が認可した日）から施行します。
２．　第３８条（共済金の支払請求）第４項から第８項については、平成２５年１０月１日以降の共済金の支払請求から適用します。

附　則
１．　この規約は、平成２６年８月２８日（大阪府知事が認可した日）から施行します。

附　則
１．　この規約は、平成２７年７月１４日（大阪府知事が認可した日）から施行します。

附　則
１．　この規約は、平成２９年９月１日（大阪府知事が認可した日）から施行します。
２．　第２５条（共済契約の解約、解除又は消滅の場合の共済掛金の払い戻し）第１項については、施行日以降の解約、解除又は消滅の場合の共済掛金の払い戻しから適用します。
３．　第３３条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）第３項については、施行日以降の共済金支払から適用します。

附　則
この規約は、大阪府知事が認可した日又は令和元年１０月１日のいずれか遅い日から施行します。

附　則
この規約は、大阪府知事が認可した日又は令和２年１０月１日のいずれか遅い日から施行します。

附　則
この規約は、大阪府知事が認可した日又は令和４年１０月１日のいずれか遅い日から施行します。